

子どもの生活空間における「玩具」の位置づけと 教育的意義に関する史的考察

—明治期を中心に—

浜 野 兼 一

はじめに

本稿は、保育と児童文化に関する史的研究の一環として、明治期における子どもの生活空間と「玩具（おもちゃ）」に焦点をあて考察するものである。子どもの生活空間は様々あるが、今回は特に幼稚園と小学校を取り上げ、こうした教育的な生活空間における「玩具」の役割や位置づけ、字義、教育的意義などについて、史的側面から明らかにする。

こんにち、「玩具（おもちゃ）」は、子どもの生活に欠かせないものとなっている。その用途は、日々の遊びのためのツールとしてだけでなく、発達段階に応じた知的発達の促進や情操面の刺激など、多岐にわたっている。

注目すべきは、おもちゃの発展や普及の歴史において、「一つひとつのおもちゃが、それぞれの時代を反映してきた¹」という指摘であろう。また、高度情報化社会を背景として、「遊びの限界を越えたおもちゃは、ますます専門化し、高級化する様相を見せている²」という状況にも目を向けなければならない。

一方、児童文化という点から「玩具（おもちゃ）」の存在をしてみると、例えば「奈良時代の後期から平安時代にかけて中国大陸から独楽や凧が伝わり貴族の遊びとなった³」からもわかるように、その歴史は古くまでさかのぼることができる。

ここで、本稿の考察対象としている明治期に目を向けてみると、この時代は近代化の推進という旗印のもと、それに伴って人々の行動様式や生活空間も様々な側面から転換を余儀なくされた時期といえる。また、江戸時代までに築き上げられた我が国独自の「おもちゃ文化」に、文明開化に伴う明治期の社会状況が絡み合うことで、「玩具（おもちゃ）」を取り巻く環境が大きく変容した時期ともいえるであろう。

つまり、明治期を対象として、我が国の「おもちゃ文化」にみられた変容や子どもの生活空間における「玩具（おもちゃ）」の位置づけ、教育的意義などを明らかにすることは、我が国の「おもちゃ文化」の史的変遷の一端を解明するという点で、意義があるといえよう。

以上を踏まえて、本稿では、まずはじめに、明治期における「玩具（おもちゃ）」に対する認識やその位置づけなどを明らかにするため、「玩具」の字義について検討する。次に、子どもの生活空間としての幼稚園や小学校における「玩具」の意義や期待される役割などを明らかにするため、幼稚園における保育の実践や小学校の教育政策を踏まえて考察する。

1 明治期における「おもちゃ（玩具）」の字義

「おもちゃ」という言葉は、「手に持って遊ぶ」ということを指し、この言葉が生まれた日本の中世ころからは、中国産の「玩弄之具」とほとんど同じ意につかわれてきた⁴。その後、鎌倉、室町時代を経て、江戸時代には児童語となり⁵明治期へと引き継がれることになる。

ところで、明治期においては、「おもちゃ」と同義の「玩具」という言葉が登場してくるが、この言葉はどのような意味をもち、またどのように認知されていたのであろうか。

この点について、当時の雑誌や文献の記述をみると、「嬰兒時期中即ち未だ歩行の出来ぬ迄は慈母の膝の上にてあやなし或は玩具^{おもちゃ}を見せ或は布団の上にて自由に手足を伸ばさせ⁶」や「一文菓子屋に羅列せられる安物玩具^{おもちゃ}のやうなものも、相当に売れて居るやうである⁷」といった記述、あるいは「有毒玩具^{ぐわんぐ}」という使われ方もみられる。しかし、これらの例は明治末期のものであり、明治期の前半までは、玩具という言葉が一般化していなかったと考えられる。

例えば、明治26年に発行された『袖珍和漢雅俗いろは辞典』には、「おもちゃ」が俗語として載せられているだけで、その説明の中にも玩具という言葉は出てこない⁸。また、これより二年前に出された『国語小事典』（図書出版会社）には「おもちゃ」が見出し語に含まれていない。一方、こんにちにおいて「玩具（おもちゃ）」と訳される「Toy」という英単語であるが、『和訳英辞林』（明治19年刊）では、「Toy」の和訳を「遊び道具」としている⁹。

このように、玩具という言葉が一般化していなかった明治期前半であるが、明治中期以降になると、しだいに「玩具（おもちゃ）」と「玩具（ぐわんぐ）」が使い分けられるようになる。なお、明治期前半にあつては、「玩具（おもちゃ）」や「玩具（ぐわんぐ）」とほぼ同じ意味で使われた「玩物」という言葉も散見される¹⁰。

一方、我が国が近代化を積極的に推し進めた明治期にあつて、子どもの生活や発達

と密接に関わっていたおもちゃも時代を反映したものが登場してくるようになる、という点にも着目しなければならない。しかし、我が国においては、明治以前に独自のおもちゃ文化が成立していたことから、明治期前半までは、江戸時代までの伝統的な生活や遊びとおもちゃがむすびついているという状況がみられた。

その後、明治後期になると、国語審議会や国語調査委員会などによる施策の影響もあり、「玩具」という言葉が人々の生活に浸透することとなった。ここで、明治後期以降の国語辞典において「玩具」がどのように意味づけられているのかを表1で確認しておく。

表1 国語辞典にみる「玩具」

書名	発行年	備考
日本新辞林	明治30年	表記：ぐわんぐ（玩具）。
		意味：おもちゃ、もてあそびもの。
ことばの泉	明治31年	表記：ぐわんぐ（玩具）。
		意味：おもちゃ、弄びもの。
日本大辞林	明治40年	表記：ぐわんぐ
		意味：玩具、あそびどうぐ、もてあそびもの
辞林	明治40年	表記：ぐわんぐ（玩具）。
		意味：もてあそびもの、おもちゃ。
国漢新辞典	明治44年	表記：ぐわんぐ（玩具）。
		意味：おもちゃ、弄びもの。
大辞典	明治45年	表記：ぐわんぐ（玩具）。
		意味：オモチャ。
新式大辞林	明治45年	「玩具」個別の語句としては示されていないが、「おもちゃ」の用語として玩具が例示されている。 ¹² ⇒用語 玩具、玩弄物

表1から、玩具がおもちゃと同義の言葉として意味づけられているのがわかる。しかし、大正期に入ると言葉の用い方に違いがみられるようになる。例えば、藤五代策（東京女子高等師範学校講師）は、「玩具」を次のように用いている。

「こゝに安つばい貧弱な物品があると、世人は何だ？これは玩具^{おもちゃ}のやうだと謂つて蔑むではないか、勿論、玩具^{ぐわんぐ}は大人から見ると、一文の値打ちもないが、子供から見ると寸時も手離す事の出来ない必需品である。¹³」

ここでは、玩具の読み仮名として「おもちゃ」と「ぐわんぐ」が使い分けられている。もちろん、「おもちゃ」という言葉の歴史や用い方の慣習などが、読み仮名の使

い分けの理由として考えられるが、これだけでは「ぐわんぐ」という読み仮名を付けた理由にならない。「ぐわんぐ」と読み仮名を付けた理由としては、次節で触れるように文字通り玩具^{ぐわんぐ}として確立してきた言葉を示し、「おもちゃ」とのニュアンスの違いを示そうという意図があったと考えられる。

2 幼稚園の整備と「玩具」 —保育玩具としての恩物を通して—

明治5（1872）年に頒布された「学制」は、我が国における教育制度の近代化の出発点である。本節では、この「学制」頒布に伴って整備された幼稚園、小学校を子どもが活動する重要な生活空間とした上で、幼稚園や小学校が「おもちゃ」「玩具」とどのように関わっていたのか、またどのような教育的取り組みがみられるのか、などについて検討する。

既述したように、おもちゃは子どもの生活と密接に関わっていた。したがって、子どもが活動する様々な生活空間で重要な役割を担っていたといえる。こうした点を教育の場に照らし合わせてみると、「おもちゃ」よりも「玩具」に目を向けなければならない。

なぜなら、幼児・児童の教育の場では、広義の「おもちゃ」から派生するかたちで、「玩具」の位置づけが明確になっていくからである。なお、明治期にあつては、教育玩具という言葉が使われるようになるが、その背景には幼稚園における恩物の導入があると考えられる。

フレーベルは、幼児の人間教育に用いる玩具として恩物を考案した¹⁴が、これを我が国で最初に導入したのが東京女子師範学校附属幼稚園である。

同幼稚園では、「学齡未滿ノ幼児ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発¹⁵」するため、「布列別氏ノ法制ニ取り其保育科目ヲ分チ¹⁶」保育が行われた。そして、保育時間の内容は恩物を中心に組み立てられたのである。こうして、東京女子師範学校附属幼稚園の恩物導入がモデルとなり各地の幼稚園で恩物の導入がみられるようになった。

例えば、大阪の愛珠幼稚園（明治13年設立）では、園舎の新築工事と並行して「机恩物其他用具ノ調製¹⁷」を進め、二十遊嬉を中心とした保育科目を配当し時間表が作成された¹⁸。なお、保育科目や内容、名称に若干の違いはあるものの、模範幼稚園（大阪）や鹿児島女子師範学校附属幼稚園などでも同様の動きがみられた。

こうして、恩物は幼稚園という子どもの活動の場において欠かせない玩具となっ

た。しかし、その一方で、「恩物は其理寧ろ玄妙に涉り之を用ふるときは其効多しと雖も、之を用ふるに其人を得ざる時は其害も亦少なからず¹⁹」という指摘もあるように、玩具としての取り扱いには与える側の工夫や配慮が求められたのである。

それでは、保育の場においては、恩物をどのように用いればよいのだろうか。この点について、中村五六は自身の書の中で次のように述べている。

恩物に於ては物の分解結合を習はしむへし。然り而して部分を集めて意味ある形となし、或は其の所見を美ならしめん為には順序を要すること、恰も明瞭の観念を作るには、論理の必要なるが如し。木を積むに先後の次第あり、又形の中心に関して、各部分の位置宜しきを得ざるべからず。面々相接し、邊々相連ね、或は上下左右其配置重積の順序なかるべからず。今此等の順序を教へて、歩々に熟せしむる時は幼児と雖も不知不識の間に驚嘆すべき程、順序を悟り規律を学びて合理にして優美なる形体を造り出すに至るべし²⁰。

上記は、中村が恩物の用い方の一つとして述べている内容である。ここでは、子どもに恩物を通して物の分解結合といったことを学ばせるにあたって、試行錯誤的側面にも目を向けながら、それに偏向するのではなく「順序」という要素も加味しながら取り組ませるという方向性を示している。なお、この見解を導き出す根拠として、彼は「凡そ物は部分の結合よりなるものなり²¹」という観点を示し理由づけを行っている。

中村の見解は、保育玩具としての恩物に対する一つの見方として注目すべきであろう。なぜなら、恩物に対する彼の指摘は、恩物を中心とした保育が一段落した明治後期に示されたものだからである。

ところで、前述の「優美なる形体を造り出す」については、「実に恩物を用ひて眼と手との練習を與へ心意の發育に資せし結果なり²²」と述べ保育における恩物の有用性に言及している。しかし、その一方で、「然れども未だ恩物の理由を解得せず、之を用ふるの技術を能くせざるものは、徒に之を用ふべからず²³」と述べ、恩物を手にする子どもへの配慮を示している。

3 小学校の教育政策から見た子どもの活動と「玩具」

幼稚園ではフレーベルの恩物による幼児の様々な活動がみられたが、小学校では幼稚園とは違う動きが展開した。すなわち、文部省の施策によって児童の教育の場にお

ける玩具の存在や役割に注目が集まることとなったのである。

とりわけ、明治19年発布の「小学校令」²⁴は、学校という生活空間と児童、玩具の関係をそれまで以上に強く結びつける役割を果たした。次に示すのが、小学校令に基づいて定められた「小学校ノ学科及其程度」²⁵の条文の一部である。

明治十九年五月二十五日

文部大臣 森有禮

小学校ノ学科及其程度

第一條 尋常小学校ノ修業年限ヲ四ケ年トシ高等小学校ノ修業年限ヲ四ケ年トス

第二條 尋常小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術体操トス土地ノ情況ニ因テハ
図画唱歌ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得

第三條 高等小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁
縫女兒トス土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加
フルコトヲ得唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ

第三條をみると「土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得」という条文が示されているが、ここにみえる「手工」は小学校令の発布に伴って高等小学校の科目として新たに設けられたものである。この手工科における児童の取り組みをみていくと、小学校という生活空間の中での玩具と児童の接点が浮かび上がってくる。

例えば、石川県師範学校附属小学校では、同校が定めた手工科教授細目の冒頭で「教材排列の順序は、児童の心理的要求と、身体発達の程度、及び、季節の關係に留意せるは、勿論なれども、当校学級編制の都合上、便宜の方法を取れること多し」²⁶としている。

これは、細目の注意事項として述べているものであるが、併記されている内容をみると、用具の構造、使用法、知識等の教授についての説明など、全般的に教科目の取り扱いという面を強く意識した構成となっている。また、細目中の「自由製作」に関してもすべてを児童に任せるのではなく、既習教材の復習や改造、あるいは文章を以て題を課すといった方向づけが必要であるとしている。²⁷

このように石川県師範学校附属小学校では、手工科における組織的な取り組みを通じて科目としての可能性を追求しているといえる。ところで、先に触れた小学校という生活空間の中での玩具と児童の接点とはいかなるものであるのか。

これについては、例えば富山房が『教授法問答』の中で述べている教授「手工科教授ノ目的如何」²⁸に解明への手がかりを見出すことが出来る。その内容は次のようなものとなっている。²⁹

小学校教則大綱第一三条ニ曰ク、手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ、勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ長スルヲ以テ要旨トスト、以テ其ノ目的ノアルトコロヲ推知スベシ、今更ニ小学校ニ手工科ヲ設クル一般ノ目的ヲ枚挙スレバ左ノ如シ

- 一、労働ヲ尊敬シ、且ツ嗜好スル情緒ヲ惹起スルコト、
- 二、金銭ノ価格ヲ了解シ、勤儉ノ性質ヲ涵養スルコト、
- 三、勉強、忍耐、活発等ノ気風ヲ奨励スルコト、
- 四、精確、整正、清潔、等ノ良習ヲ発生スルコト、
- 五、観察力ヲ緻密ニスルコト、
- 六、指腕ノ運動ヲ敏捷ニスルコト
- 七、身体ノ能力ヲ増進スルコト、
- 八、美術ノ思想ヲ醇化スルコト、
- 九、学理ヲ応用セシムルコト、

上記は、手工科の目的として書かれているが、「精確、整正、清潔、等ノ良習ヲ発生スル」「指腕ノ運動ヲ敏捷ニスル」などといった内容は、諸側面において子どもの玩具制作に通じる要素が示されているといえる。もちろん、手工科は玩具をつくるための教科ではないが、手工科の取り組みにおいて児童が自らつくる物品は自作玩具に近いものがつくられる傾向も少なからずみられた。

ところで、児童が様々な素材を使って作り出す物品は、玩具制作を意識していないものも数多くあるであろう。しかし、児童が自ら物品を作り出すという取り組みは、それだけで「楽しい遊び」といった意味合いが強くなるのである。

遊びが即ち学問への初歩 という観点を踏まえるならば、手工科は「ものをつくる楽しみ=学問の初歩としての遊び」といった側面も兼ね備えていたといえよう。

こうして、明治19年発布の「小学校令」で高等小学校の教科として設けられた手工科は、明治23年の「小学校令改正」で尋常小学校にも加えることが可能となり、児童の教育に資する教科目の一つとして位置づけられた。

おわりに

以上本稿では、明治期における子どもの教育的な生活空間と「玩具（おもちゃ）」に焦点をあて、「玩具」の役割や位置づけ、字義、教育的意義などについて、史的側面から考察してきた。

第一節では、明治期における「玩具（おもちゃ）」という言葉に対する認識や社会生活の中での受容状況などを明らかにするため、「玩具」の字義について検討した。この結果、明治中期以降「玩具」という言葉が一般社会に広がるとともに、「玩具（おもちゃ）」と「玩具（ぐわんぐ）」の使い分け、という展開を確認することができた。

第二節では、幼稚園の整備過程を踏まえながら、保育玩具としての恩物を通して「玩具」を考察した。この結果、幼稚園という子どもの活動の場において欠かせない玩具となる恩物の存在を確認するとともに、保育の場における恩物の用い方の一端を跡付けることができた。

第三節では、子どもの活動と「玩具」について小学校の教育政策という側面から検討するため、小学校令の発布に伴って新たに設けられた手工科の目的の分析を試みた。この結果、手工科を通じて児童が享受した「ものをつくる楽しみ」の中にある玩具の教育的意義が明らかとなった。

なお、今後は、子どもの生活空間と「玩具」に関する史的研究というテーマについて、幼稚園や小学校以外の教育的空間の検討も含めて考察する必要がある。また、明治期の考察という観点だけでなく、大正、昭和期や各時代の比較や分析にも研究の幅を広げたい。

〔付記〕本稿は上田女子短期大学研究助成費による成果の一部である。

- 1 青木實、櫛田磐、小林美実、土橋美歩 『児童文化』 学芸図書(株) 1992年5月 152頁。
- 2 『同前書』。
- 3 『同前書』142頁。
- 4 斎藤良輔 『おもちゃ博物誌』 騒人社 1989年11月30日 11頁。同書では、おもちゃについて、平安王朝時代には、「あけくれのもてあそびに思ひ聞えつる

と」（『源氏物語』）、「わが宮のおほく持給へるとあそび物など取て奉らん」（『狭衣物語』）などのように、「もて（ち）あそぶもの」または略して「あそびもの」と呼んだ、としている。

- 5 『同前書』。
- 6 長井岩雄 『育児のしをり 前編』 九〇書屋 明治45年 206頁。ここでは、「小児の娯楽並に玩具の事」を取り上げ、おもちゃに求められる安全性について述べている。
- 7 斎藤政一・村田天籟 『家庭衛生顧問』 文学館 明治44年3月 139頁。
- 8 高橋五郎 『袖珍和漢雅俗いろは辞典』 いろは辞典発行部 明治26年。258頁。ここでは、「おもちゃ」を「玩物、もてあそびもの」と説明している。
- 9 前田正毅・高橋良昭 『和訳英辞林』 大東館 明治19年3月 691頁。「Toy」の和訳としては、「遊び道具」のほか、「戯レ物、大切デナキ物、滑稽」などが示されている。
- 10 「玩物」については、東井潔全編 『発明記事』（明治6年）に、「今日有用の汽器械も昔時は無用の玩具なる…」、「小児の玩物の類…」という記述がみえる。ここでは、玩具と玩物に同じ読み仮名が付けられている。
- 11 文部省 『学制百年史』 帝国地方行政学会 昭和五十六年九月。三十三年四月、前島密ほか七人の国語調査委員を委嘱、三十五年三月には国語調査委員会となり、委員一二人で「国語ニ関スル事項ヲ調査ス」る機関として発足した。その後、同委員会は、大正二年に廃止され十年になって臨時国語調査会が設置された。
- 12 同書には、「おもちゃ」の意味として「遊び物」のほか「子供などをからかふこと、もてあそぶこと、かまふ」などが示されている。
- 13 藤五代策、山本鼎 『玩具手工と図画』 児童保護研究会 大正12年 1頁。
- 14 フレーベル 『人間の教育』（荒井武訳） 岩波書店 1979年。幼児教育に用いる玩具として考案された恩物は、第1恩物から第20恩物までの20種類からなる。
- 15 文部省 『日本帝国文部省年報』（第7） 明治12年 43～44頁。
- 16 『同前書』 44頁。
- 17 愛珠幼稚園 『愛珠幼稚園沿革誌』 明治36年1月 2頁。
- 18 『同前書』 4～5頁。愛珠幼稚園では、保育方式における恩物の取り扱いが見直されるまでは、保姆伝習等で恩物の使用法の伝習を積極的に行った。
- 19 中村五六 『保育法』 国民教育社 明治39年3月 127頁。

- 20 『同前書』。これは、中村五六が同書の「恩物用法」の項目の中で述べている内容である。
- 21 『同前書』 126～127頁。
- 22 『同前書』。
- 23 『同前書』。
- 24 明治19年の「小学校令（第一次）」の第十二条に「小学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」という条文がある。
- 25 松山伝五郎編 『教育法令』 教育報知社 明治19年7月 16～17頁。

- 26 石川県師範学校附属小学校 『石川県師範学校附属小学校各科教授細目 上』 明治41年5月 1頁。
- 27 『同前書』。
- 28 富山房『教授法問答』明治28年7月 164頁。ここでは、「小学校教則大綱」を踏まえた上で目的が述べられている。
- 29 『同前書』 164～165頁。
- 30 山田徳兵衛 『現代のおもちゃ』 小学館 昭和18年7月 6～7頁。
- 31 『同前書』 46頁。